３教高第９１２号

 　 令和３年９月１７日

　各都道府県教育委員会教育長　様

福島県教育委員会教育長

令和３年度福島県奨学資金（震災特例採用）奨学生の

追加募集について（依頼）

　当県の奨学資金事業につきましては、平素から御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

　さて、当県教育委員会では、原子力災害被災地域において被災し、経済的理由により修学困難となった高校生、専修学校（高等課程）生及び特別支援学校（高等部）生の修学支援を図るため、奨学資金貸与を実施しています。

　「震災特例採用」で貸与する奨学資金については、当県の震災後の復興を担う高校生等の将来により一層の負債を負わせ、経済的自立を遅らせることを避けるため、卒業後の奨学生本人の収入が基準額を超えない場合は、最長５年まで返還を猶予することができます。また、卒業後、５年経過後も収入及び収入見込が基準額を超えない場合は、申請により特例的に返還義務を免除することとしています。

　つきましては、令和３年度追加募集を実施しますので、貴所管の高等学校等に対し、保護者が福島県内に住所を有している生徒への周知及び希望者の推薦を別紙により依頼したく、貴職よりお知らせくださるようお願い申し上げます。

（事務担当　高校教育課　震災特例奨学資金担当　小谷　電話024-521-7775）

別紙

１　推薦方法

①　別紙「推薦事務の手引き」により各学校において貸与希望者の申請書類を取りまとめの上、当職まで送付してください。

　取りまとめに当たっては、別紙「申請書類チェック票」を活用してください。

　※　申請用紙等は、当課ホームページからもダウンロードできます。

福島県奨学金

検索

※　推薦に当たっては、貸与資格の要件を満たしていること、申請書類の記入漏れや記入誤り、必要書類の不備のないことを十分に確認願います。

　また、昨年度までの福島県奨学資金（震災特例採用）奨学生が応募する場合は、新規応募者と提出書類が異なりますので、個別にお問合せください。

２　提出期限

令和３年１１月１５日（月）必着

３　提出先・問合せ先

〒960-8688　福島県福島市杉妻町２－１６

福島県教育庁高校教育課「震災特例奨学資金担当」

電　話　０２４－５２１－７７７５

ＦＡＸ　０２４－５２１－７９７３

４　その他

①　募集案内は、コピーにより対応してください。

②　募集案内の表紙に学校用の締切日記入欄を設けていますので、学校における締切日を記入して使用してください。

③　「震災特例採用」で貸与する奨学資金については、県の震災後の復興を担う高校生等の将来により一層の負債を負わせ、経済的自立を遅らせることを避けるため、卒業後の奨学生本人の収入が基準額を超えない場合は、最長５年まで返還を猶予することができます。また、卒業後、５年経過後も収入及び収入見込が基準額を超えない場合は、申請により特例的に返還義務を免除することとしていますので、制度の特徴について十分に周知してください。